

霧島山（新燃岳）の 噴火警戒レベルを3（入山規制）へ引き上げ

新燃岳では、本日（26日）7時31分にごく小規模な噴火が発生し、その後も噴火が継続しています。更に14時49分頃から火山性微動の振幅が大きくなり、噴火の規模が大きくなっています。15時30分頃から灰白色の噴煙が火口縁上1,500mまで上がり、現在も継続しています。

今後、更に活動が活発になる可能性があることから、本日（26日）18時00分に火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルを2（火口周辺規制）から3（入山規制）に引き上げました。

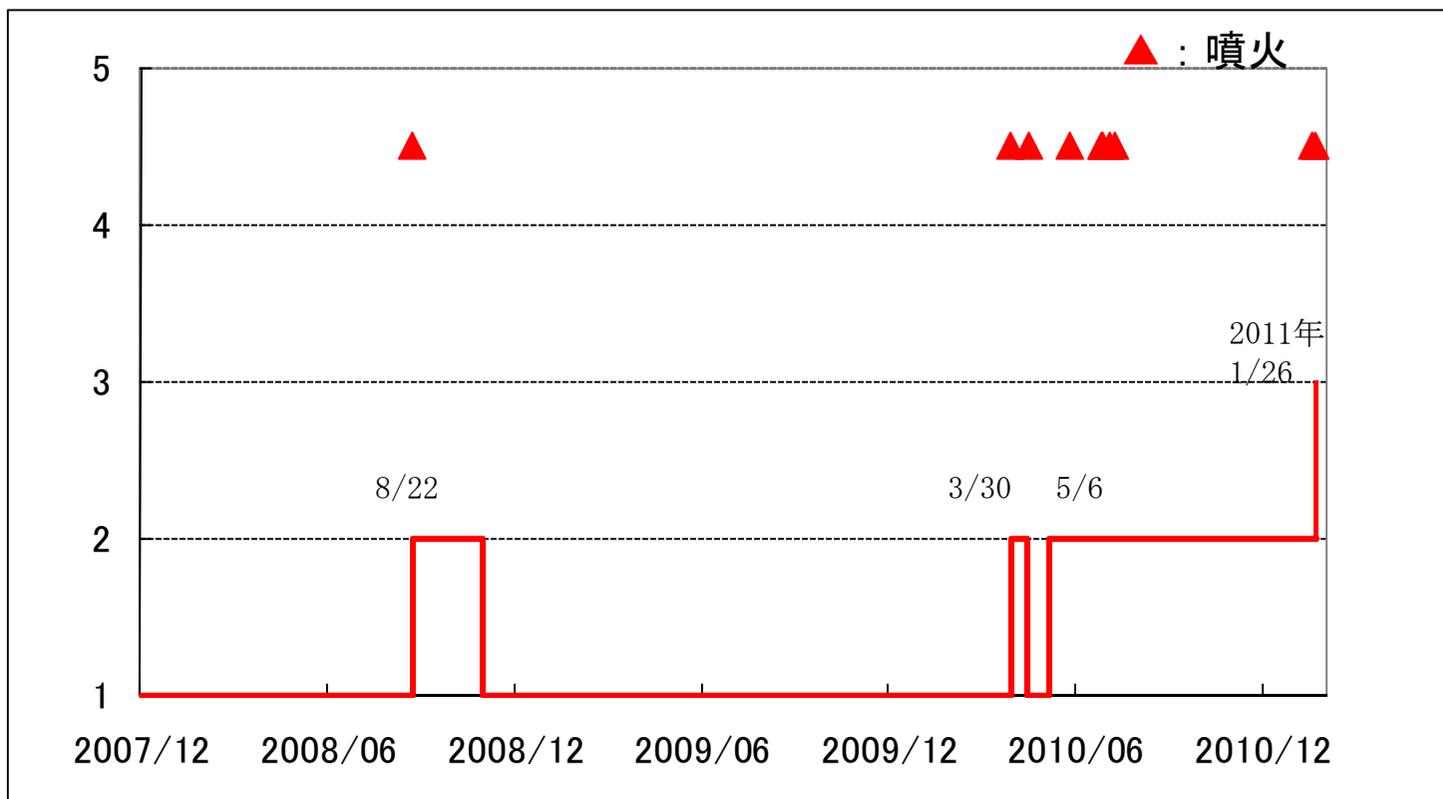
新燃岳から2km程度の範囲では、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石等に警戒が必要です。

風下側では降灰及び風の影響を受ける小さな噴石（火山れき）に注意が必要です。

降雨時には泥流や土石流に注意が必要です。

霧島山(新燃岳)

噴火警戒レベル3 (入山規制) 2011年1月26日



霧島山(新燃岳)の噴火警戒レベルの推移

●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

レベル5(避難) : 危険な居住地域からの避難

レベル4(避難準備) : 警戒が必要な居住地域での避難準備。要援護者は避難等。

レベル3(入山規制) : 火口から概ね2km以内立入禁止
 ・新湯、湯之野、高千穂河原の縦走の各登山口、大幡山山頂、韓国岳山頂、中岳旧登山道入り口からの登山禁止

レベル2(火口周辺規制) : 火口から概ね1km以内の立入禁止
 ・新湯及び湯之野登山口、中岳山頂、獅子戸岳山頂、大幡山～新燃岳・獅子戸岳鞍部への登山道分岐、中岳旧及び新燃岳旧登山道入口の山頂付近立入禁止

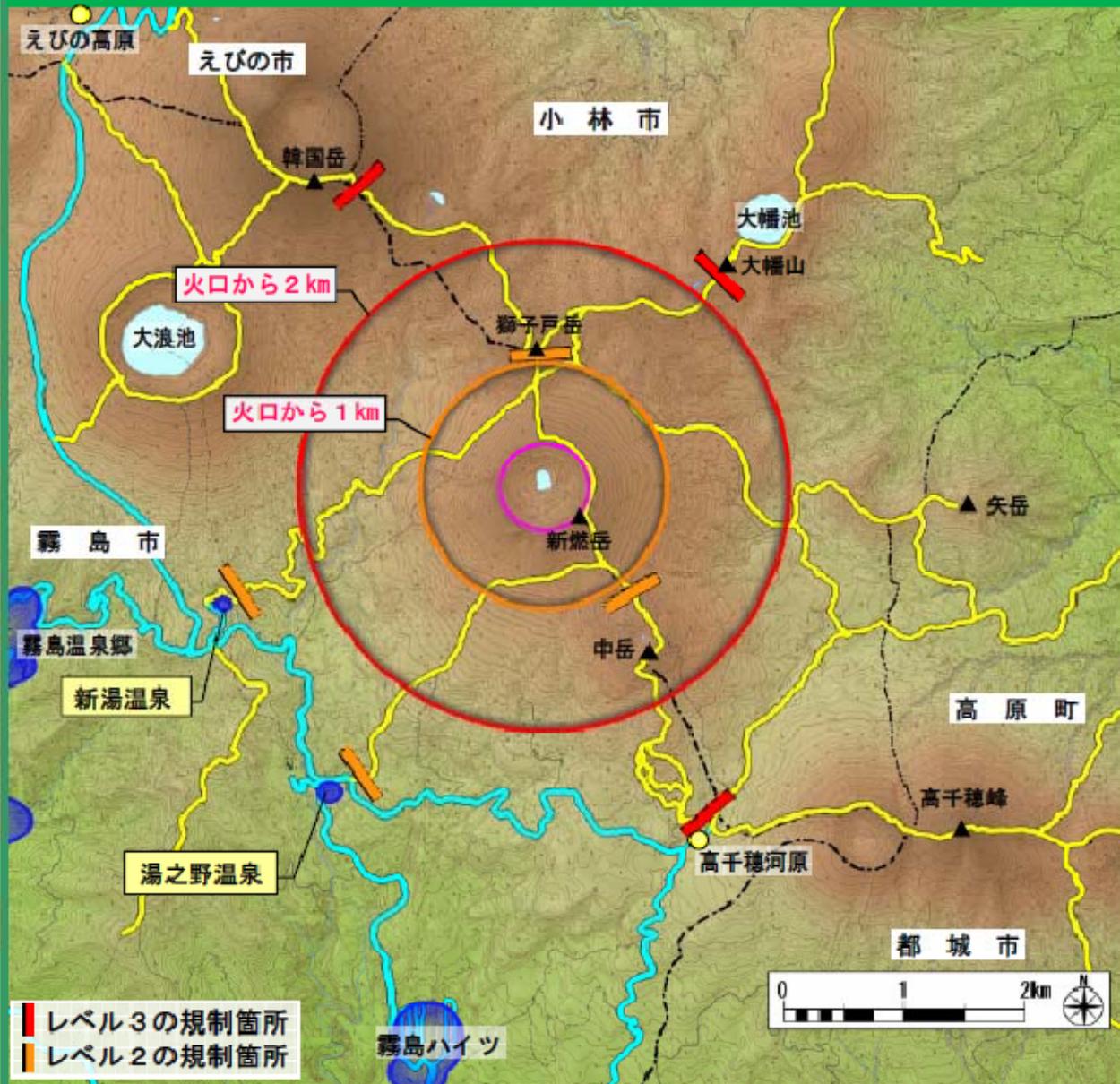
レベル1(平常) : 火口内及び火口の西側登山道の立入規制等

-  : 一般道
-  : 登山道
-  : 新燃岳火口
-  : 居住区域

■この図は、霧島火山防災検討委員会による噴火予測図をもとに、地元自治体と調整して作成しています。

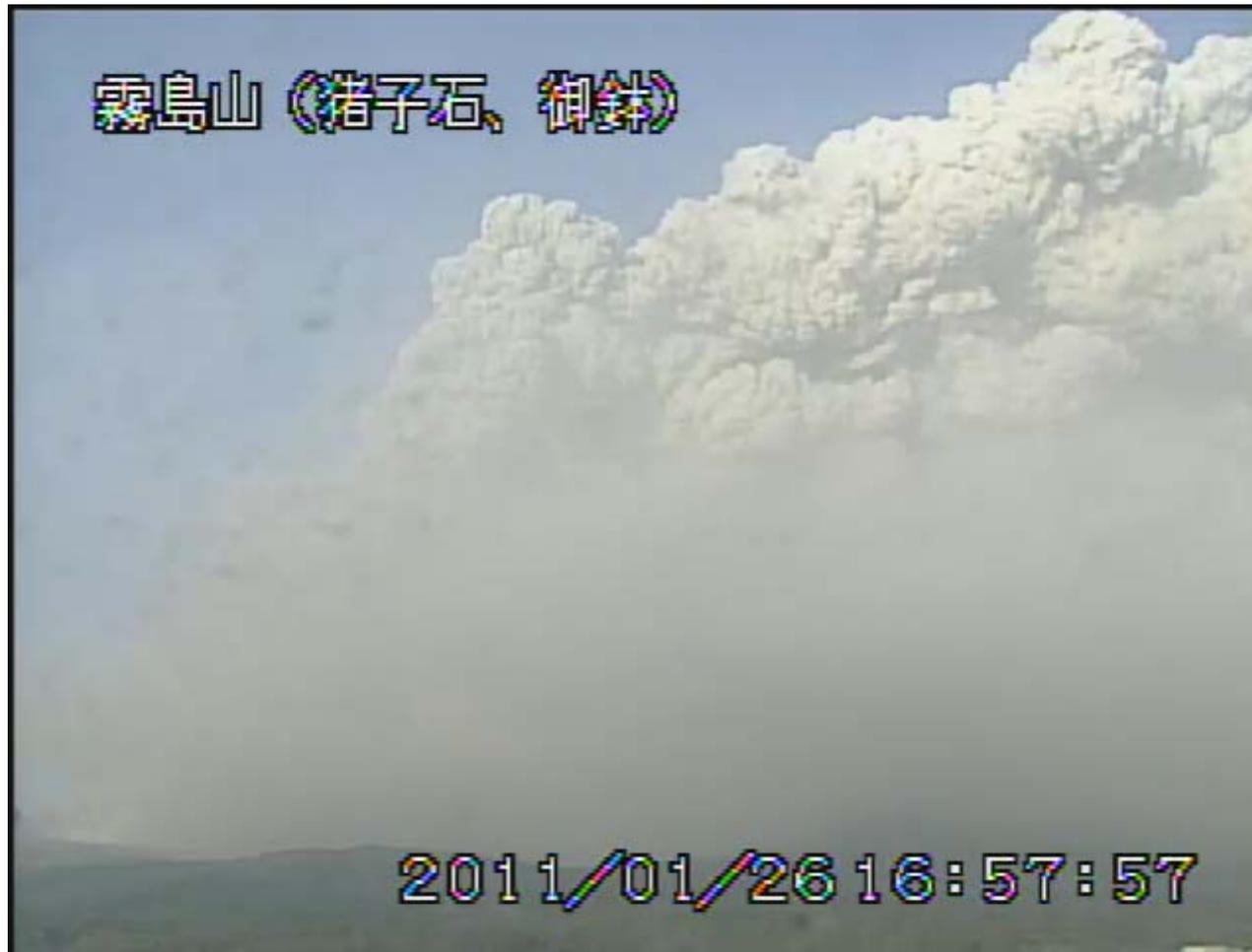
■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については宮崎県、小林市、えびの市、高原町、都城市、鹿児島県、霧島市にお問い合わせください。

霧島山(新燃岳) 噴火警戒レベルに対応した規制範囲



 レベル3の規制箇所
 レベル2の規制箇所

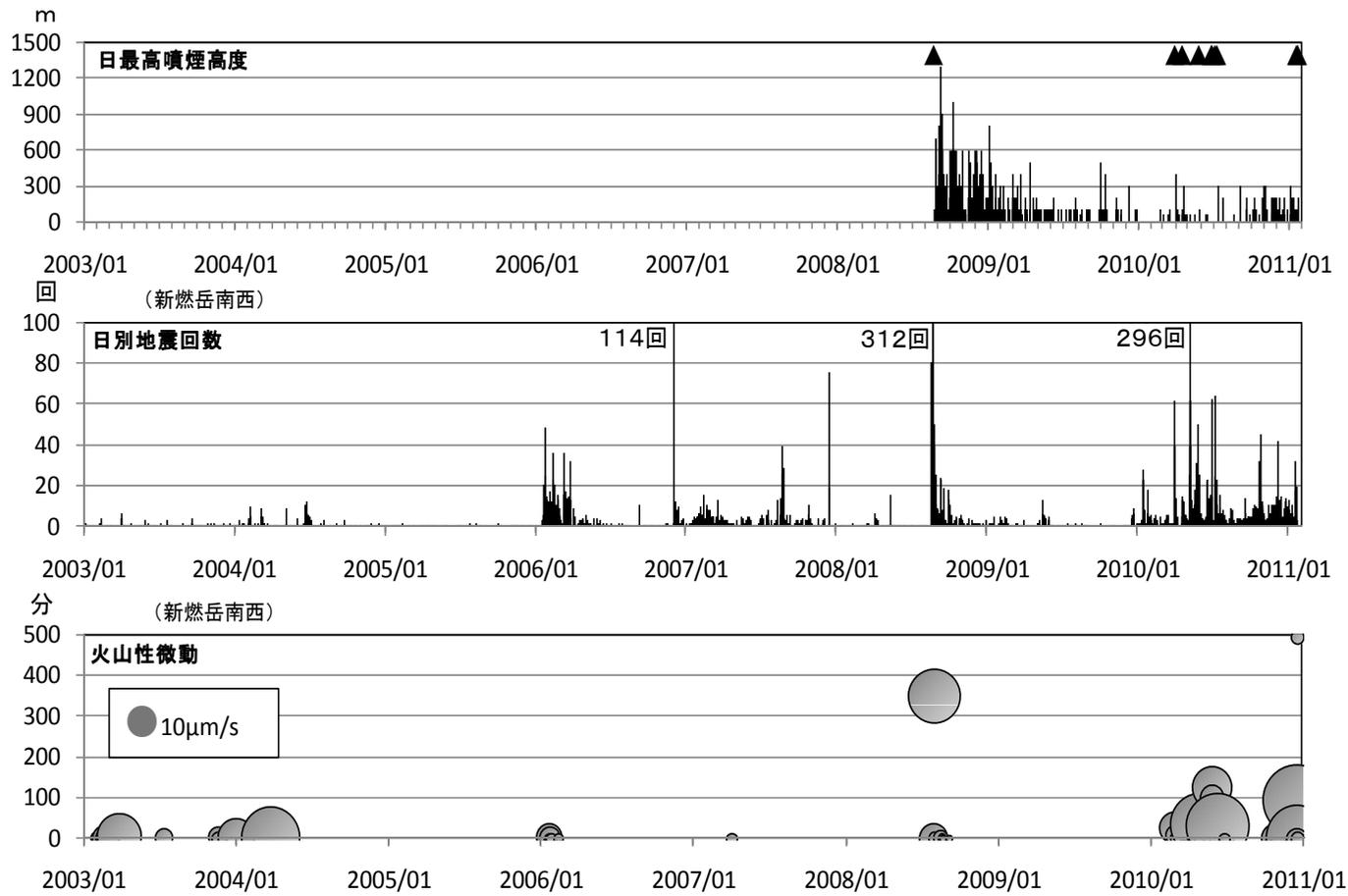
この図は、国土地理院発行の2万5千分の1地図画像、数値地図50mメッシュ(標高)およびカシミール3Dを使用して作成しています



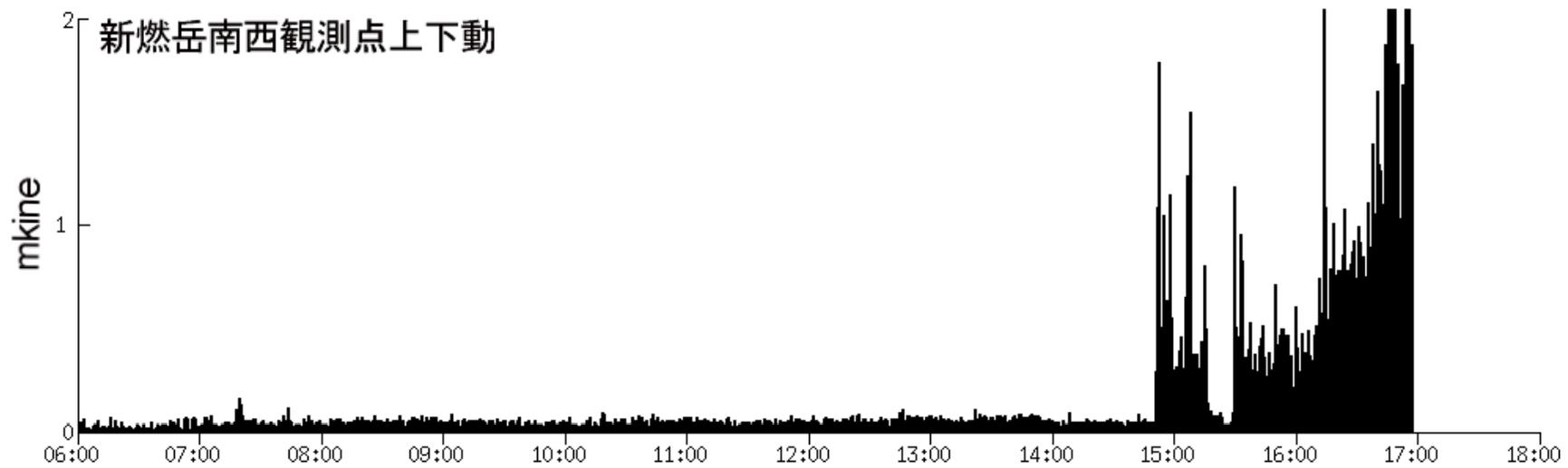
南約8kmのカメラより 連続した小規模噴火(噴煙高度1500m)



県設置の大浪池のカメラ

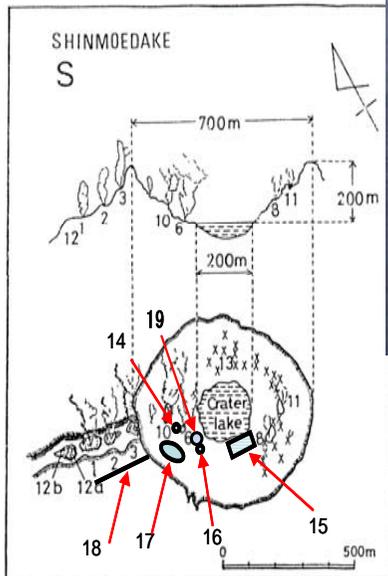
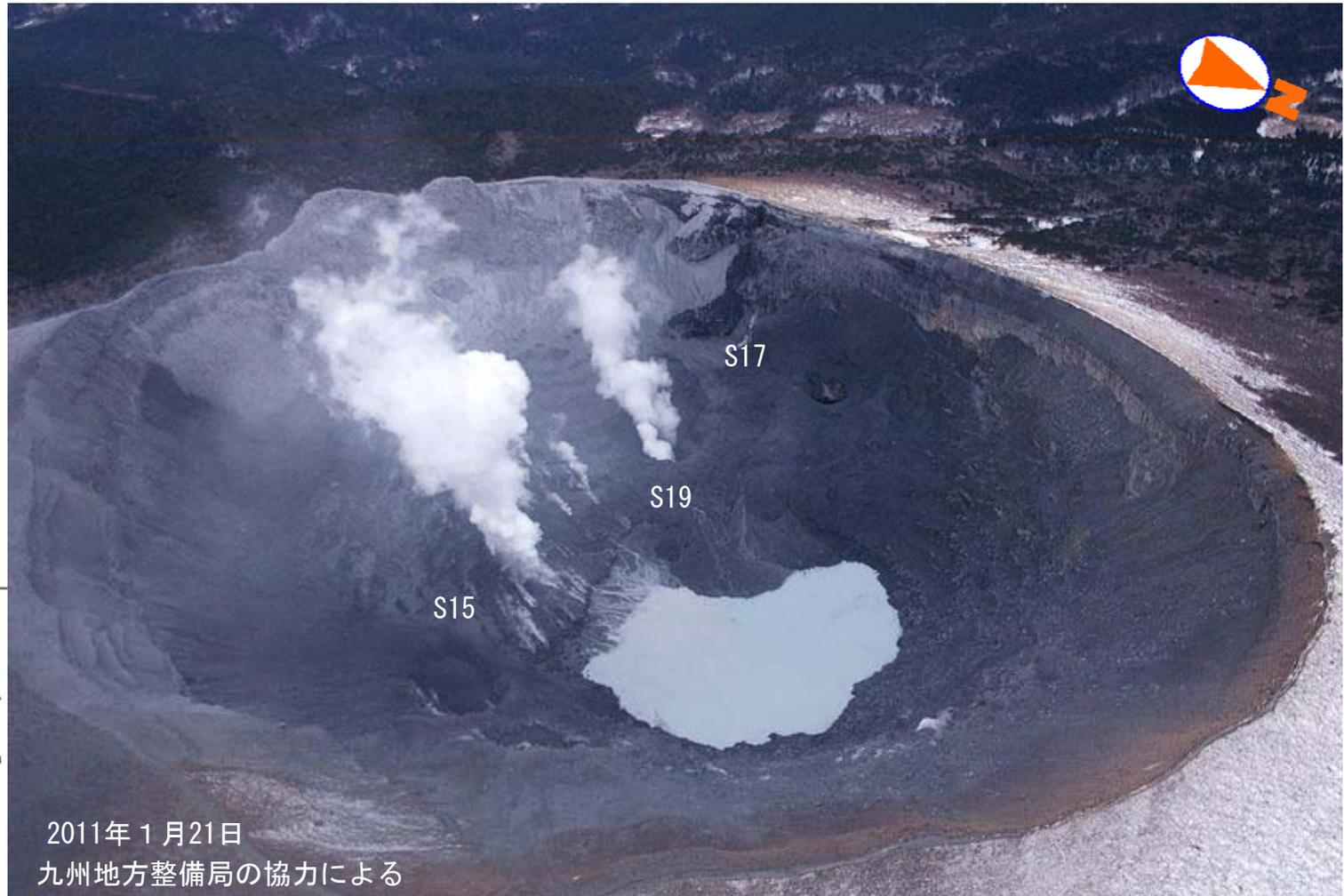


火山活動図 2003年1月～2011年1月22日



14時49分頃から微動の振幅が増大

霧島山（新燃岳） 1月21日の火口内の状況



2011年1月21日
九州地方整備局の協力による